

令和 7 年 度

公益財団法人 神戸医療産業都市推進機構
事業概要

企画調整局

目 次

〔1〕	設 立 の 趣 旨	1
〔2〕	概 要	2
1	名 称	2
2	所 在 地	2
3	設 立 年 月 日	2
4	基 本 財 産	2
5	出 捐 総 額	2
6	機 構	3
7	職 員 数	4
8	評 議 員 及 び 役 員	5
〔3〕	定 款	7
〔4〕	令 和 6 年 度 事 業 報 告	1 8
1	事 業 報 告	1 8
2	財 務 諸 表	2 4
3	財 務 状 況	3 1
〔5〕	令 和 7 年 度 事 業 計 画	3 2
1	事 業 計 画	3 2
2	財 務 諸 表	3 6
〔6〕	主要事業の推移(令和4年度～令和6年度)	4 0
	参 考 資 料	4 1

〔 1 〕 設立の趣旨

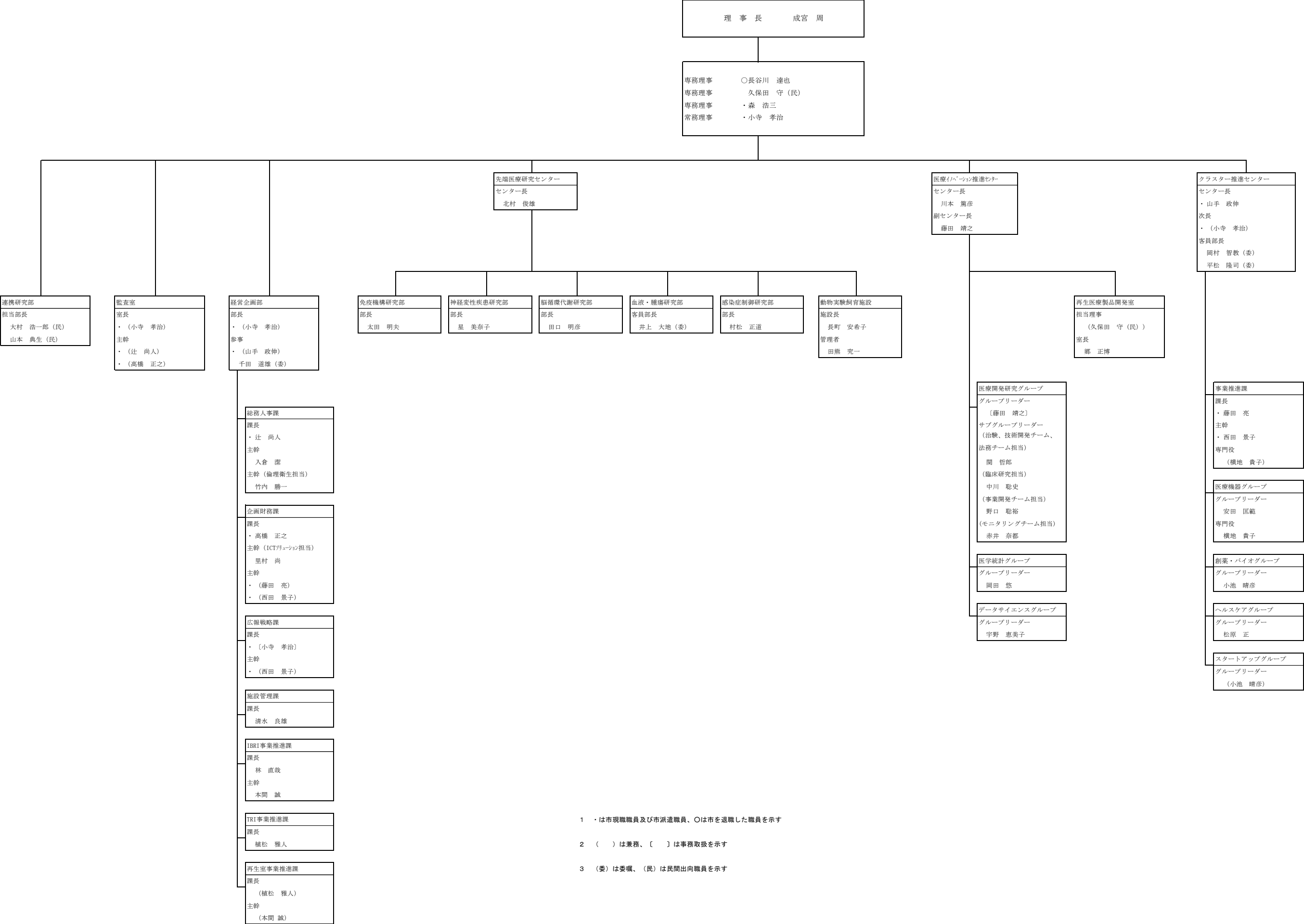
21 世紀の成長産業である健康・福祉・医療関連産業の振興を図ることによって、新産業の創出・既存産業の高度化・雇用の確保による神戸経済の活性化、健康支援と高齢化社会への対応による市民福祉の向上、さらにはアジア諸国の医療技術の向上などの国際社会への貢献を目的とする神戸医療産業都市の中核的支援機関として、産官学医の連携・融合を促進する総合調整機能を担うとともに、先端医療の実現に資する研究開発及び臨床応用の支援、次世代の医療システムの構築を通じて、革新的医療技術の創出と医療関連産業の集積形成に寄与することを目的とする。

〔 2 〕 概 要

- 1 名 称 公益財団法人 神戸医療産業都市推進機構
- 2 所 在 地 神戸市中央区港島南町 6 丁目 3 番地の 7
- 3 設立年月日 平成 12 年 3 月 17 日
(平成 24 年 4 月 1 日 公益財団法人へ移行)
(平成 30 年 4 月 1 日 先端医療振興財団から
神戸医療産業都市推進機構へ改組)
- 4 基 本 財 産 1, 215, 613 千円
- 5 出 捐 総 額 1, 227, 780 千円

出捐団体	出捐額	出捐率	出捐年度
神 戸 市	1, 140, 280 千円	92. 9%	平成 11 ・ 21 年度
兵 庫 県 等	25, 000 千円	2. 0%	平成 11 年度
民 間 企 業 等	62, 500 千円	5. 1%	平成 11 ・ 12 年度
合 計	1, 227, 780 千円	100. 0%	

6 機 構



7 職 員 数 (常 勤)

令和7年7月1日現在

所属	職名	研究職	専門職、他	事務職		人材派遣	合 計
				課長級 以上	係長級 以下		
連携研究部		2				1	3
経営企画部				(2) 9	(3) 33	6	(5) 48
	総務人事課			(1) 3	(1) 7		(2) 10
	企画財務課			(1) 2	(2) 6	4	(3) 12
	広報戦略課				4	1	5
	施設管理課			1	4		5
	IBRI事業推進課			2	5	1	8
	TRI事業推進課			1	7		8
先端医療研究センター		18	3		1	1	23
	免疫機構研究部	5	1				6
	神経変性疾患研究部	2	2		1		5
	脳循環代謝研究部	4					4
	血液・腫瘍研究部	2					2
	感染症制御研究部	3					3
	動物実験飼育施設	2				1	3
医療イノベーション推進センター			71			4	75
	品質マネジメント室		2				2
	学術研究推進室		1				1
	医療開発研究グループ		25				25
	医学統計グループ		11			1	12
	データサイエンスグループ		12				12
	再生医療製品開発室		20			3	23
クラスター推進センター			8	(2) 2	(2) 11	1	(4) 22
	事業推進課			(2) 2	(2) 11	1	(4) 14
	医療機器グループ		3				3
	創薬バイオグループ		2				2
	ヘルスケアグループ		2				2
	スタートアップグループ		1				1
合 計		20	82	(4) 11	(5) 45	13	(9) 171

8 評議員及び役員

(1) 評 議 員

氏 名	備 考
浅野 薫	シスメックス株式会社代表取締役社長 神戸商工会議所副会頭
芦田 信	J C R ファーマ株式会社代表取締役会長兼社長
今西 正男	神戸市副市長
大津 欣也	国立循環器病研究センター理事長
金田 安史	大阪大学感染症総合教育研究拠点特任教授
西尾 秀樹	神戸市企画調整局長
西田 栄介	理化学研究所領域総括
橋本 信夫	神戸市民病院機構理事長
服部 洋平	兵庫県副知事
藤澤 正人	神戸大学長
堀本 仁士	神戸市医師会長
湊 長博	京都大学総長

(令和7年7月1日現在)

(2) 役 員

役職名	氏 名	備 考
理事長	成宮 周	京都大学大学院医学研究科メディカルイノベーションセンター長
専務理事	長谷川達也	神戸医療産業都市推進機構専務理事
専務理事	久保田 守	神戸医療産業都市推進機構専務理事 シスメックス株式会社元上席執行役員
専務理事	森 浩三	神戸医療産業都市推進機構専務理事 神戸市企画調整局局長（医療産業担当）
常務理事	小寺 孝治	神戸医療産業都市推進機構経営企画部長
理 事	影山龍一郎	理化学研究所生命機能科学研究センター長
理 事	川本 篤彦	神戸医療産業都市推進機構医療イノベーション推進センター長
理 事	北村 俊雄	神戸医療産業都市推進機構先端医療研究センター長
理 事	木原 康樹	神戸市立医療センター中央市民病院長
理 事	松岡 聡	理化学研究所計算科学研究センター長
理 事	村上 卓道	神戸大学大学院医学研究科長・医学部長
理 事	山下 輝夫	兵庫県保健医療部長
理 事	山手 政伸	神戸医療産業都市推進機構クラスター推進センター長
監 事	酒井 俊	株式会社三井住友銀行公共・金融法人部（神戸）部長
監 事	松山 康二	公認会計士
会 長	家次 恒	シスメックス株式会社代表取締役会長 グループ CEO
名誉理事長	井村 裕夫	京都大学名誉教授
名誉理事長	本庶 佑	京都大学高等研究院副院長／特別教授
顧 問	齋藤 元彦	兵庫県知事
顧 問	久元 喜造	神戸市長

（令和7年7月1日現在）

〔 3 〕 定 款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人神戸医療産業都市推進機構と称する。

英文名を Foundation for Biomedical Research and Innovation at Kobe と表示する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、21 世紀の成長産業である健康・福祉・医療関連産業の振興を図ることによって、新産業の創出・既存産業の高度化・雇用の確保による神戸経済の活性化、健康支援と高齢化社会への対応による市民福祉の向上、さらにはアジア諸国の医療技術の向上などの国際社会への貢献を目的とする神戸医療産業都市の中核的支援機関として、産官学医の連携・融合を促進する総合調整機能を担うとともに、先端医療の実現に資する研究開発及び臨床応用の支援、次世代の医療システムの構築を通じて、革新的医療技術の創出と医療関連産業の集積形成に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 神戸医療産業都市の推進に係る企画立案、人材育成、学術集会、情報発信、産官学医の連携・融合促進及び国際交流等
- (2) 再生・細胞治療の研究開発及び製品の製造
- (3) 医療機器の研究開発
- (4) 医薬品の研究開発
- (5) 先制医療の実現のための研究開発
- (6) 研究開発・臨床応用に対する総合的支援
- (7) 新事業創出促進及び既存産業の高度化のための各種支援
- (8) 市民への健康支援
- (9) 神戸医療産業都市の推進に係る施設の管理・運営
- (10) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、兵庫県において行うものとする。

第 3 章 資産及び会計

(基本財産)

第 5 条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長（第22条に規定する理事長をいう。以下同じ。）が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第7号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録
- (7) キャッシュ・フロー計算書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成19年法務省令第28号）第64条において準用する同規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(保有株式の権利行使等の制限)

第10条 この法人が保有する租税特別措置法第40条（昭和32年法律第26号）第1項後段の適用を受けた株式（出資を含む。以下同じ。）について、その後取得した同一の銘柄の株式を含め、その株式の発行会社に対して株主（出資者を含む。以下同じ。）と

しての権利を行使する場合には、次の事項を除き、あらかじめ理事会において理事総数の3分の2以上の承認を要する。

- (1) 配当の受領
- (2) 無償新株式の受領
- (3) 株主配当増資への応募
- (4) 株主宛配布資料の受領

第4章 評議員

(評議員)

第11条 この法人に、評議員10名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の定めに従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

- (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(評議員の構成)

第 13 条 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか 1 人とその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

(任期)

第 14 条 評議員の任期は、選任後 5 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は第 11 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第 15 条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、費用を弁償することができる。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 16 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 17 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する費用弁償の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 18 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 19 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 20 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 評議員、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。評議員、理事又は監事の候補者の合計数が第 11 条又は第 22 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 21 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席評議員のうち、その会議において選出された 2 名及び議長が前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 役員及び会計監査人等

(役員及び会計監査人の設置)

第 22 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10 名以上 20 名以内
- (2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1 名を副理事長、3 名以内を専務理事及び 3 名以内を常務理事とすることができる。

4 理事長及び第 34 条第 1 項第 3 号により選定された専務理事 1 名（以下「代表専務理事」という。）をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下「一般法人法」という。）上の代表理事とし、常務理事をもって一般法人法第 197 条において準用する一般法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

5 この法人に会計監査人を置く。

(理事及び監事の構成)

第 23 条 この法人の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

2 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長及び代表専務理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を

代表し、その業務を執行し、副理事長は、理事長を補佐する。

- 3 専務理事及び常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第26条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
 - (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、評議員会の決議によって、その任期を短縮することができる。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 増員として選任された理事の任期は、現任者の任期の満了する時までとする。
- 5 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。
- 6 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において、別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第28条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

- 3 監事は、会計監査人が、前項第1号から第3号までのいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第29条 役員は、無報酬とする。ただし、理事長及び専務理事並びに監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、費用を弁償することができる。
3 会計監査人に対する報酬等は、監事の同意を得て、理事会において定める。

(賠償責任の一部免除又は限定)

第30条 この法人は、一般法人法第198条において準用する一般法人法第111条第1項の賠償責任について、理事、監事又は会計監査人（理事、監事又は会計監査人であった者を含む。）が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、特に必要と認めるときは一般法人法第198条において準用する一般法人法第113条に規定する最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって、免除することができる。

- 2 この法人は、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）、監事又は会計監査人との間で、前項の賠償責任について、当該理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）、監事又は会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、賠償責任を限定する契約を理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金1万円以上であらかじめ定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(会長)

第31条 この法人に、会長を置くことができる。

- 2 会長は、評議員会の承認を得て理事長が任期を定めた上で委嘱する。
3 会長は、神戸医療産業都市に深い識見を備える者から選出し、この法人の運営に関する重要な事項について、理事長に対して意見を述べるすることができる。
4 会長に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。
5 会長には、費用を弁償することができる。

(名誉理事長及び顧問)

第32条 この法人に、名誉理事長及び顧問を置くことができる。

- 2 名誉理事長は、評議員会の承認を得て理事長が任期を定めた上で委嘱する。
3 顧問は、理事会の承認を得て理事長が任期を定めた上で委嘱する。
4 名誉理事長及び顧問は、この法人の運営に関する重要な事項について、理事長の諮問に応じ、意見を述べ、助言することができる。
5 名誉理事長及び顧問は、無報酬とする。
6 名誉理事長及び顧問には、費用を弁償することができる。

第7章 理事会

(構成)

第 33 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 34 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、専務理事、代表専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 35 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 36 条 理事会の決議は、第 10 条の決議を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項及び第 10 条の規定にかかわらず、一般法人法第 197 条において準用する一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

3 第 35 条第 2 項においては、前項の規定にかかわらず、出席した理事及び監事はこれに記名押印する。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 38 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 12 条についても適用する。

(解散)

第 39 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 40 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「認定法」という。）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 41 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特

別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 42 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

家次 恒
置塩 隆
金倉 譲
金澤 和夫
菊池 晴彦
竹市 雅俊
中村 三郎
根木 昭
橋本 信夫
原 仁美
湊 長博
山本 朋廣

- 4 この法人の設立の登記の日に就任する理事は、次に掲げる者とする。

井村 裕夫
柏 由紀夫
北 徹
笹井 芳樹
杉村 和朗
鍋島 陽一
西尾 利一
西川 伸一
西河 芳樹
平尾 公彦
福島 雅典
三木 孝
村上 雅義
山平 晃嗣
渡辺 恭良

- 5 この法人の最初の理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、次に掲げる者とす

る。

理事長 井村 裕夫
副理事長 西川 伸一
専務理事 村上 雅義
常務理事 山平 晃嗣

6 この法人の設立の登記の日に就任する監事は、次に掲げる者とする。

服部 博明
松山 康二

7 法令及びこの定款の規定に反しない限り、移行登記前に規定されていたこの法人の規程、規則等は移行後もその効力を有するものとする。

附 則

この定款の変更は、平成 24 年 6 月 27 日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成 25 年 3 月 15 日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成 25 年 6 月 28 日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成 27 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成 27 年 5 月 22 日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成 28 年 6 月 21 日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款の変更は、令和元年 6 月 28 日から施行する。

附 則

この定款の変更は、令和元年 11 月 29 日から施行する。

附 則

この定款の変更は、2024 年 2 月 22 日から施行する。

附 則

この定款の変更は、2025 年 7 月 1 日から施行する。

別表 基本財産（第 5 条関係）

財産種別	物量等
定期預金	139,208,500 円
地方公共団体金融機構債券	100,000,000 円
神戸都市振興サービス株式会社株式	200,000 株

〔４〕 令和６年度事業報告

１ 事業報告

（１）共通事項

ア 収支の安定化に向けた経営改革の推進

機構設立から 25 年が経過し、神戸医療産業都市は 350 に上る企業・団体・研究機関の集積、高度専門病院群の整備などにより大きく進展してきた。機構においては、令和 3 年度に次世代医療開発センターの開所やクリエイティブラボ神戸への本部機能の移転、令和 4 年度末には細胞療法研究開発センターが廃止になる等、近年では大きな変革が生じている。

そのような中、令和 4 年度末に「第 5 期経営計画」を策定したが、近年の変革により収支構造は大きく変化し、厳しい財政運営となっている。また、「神戸医療産業都市の将来像」（令和 6 年 7 月）で示されるように、神戸医療産業都市を取り巻く環境は大きく変化しており、昨今では特に、実用化・産業化の促進が強く求められている状況にある。

機構に求められる役割を着実に果たしていくために、まずは経営基盤を整えていく必要があることから、経営の合理化を行い、持続可能な収支構造への転換を図る経営改革を推進してきた。

厳しい財政状況を克服し組織運営の最適化を図るとともに、神戸医療産業都市の中核的支援機関としての役割や、産官学医の連携・融合の強化に重点的に取り組むことを目指して、令和 7 年度より新たな「第 6 期経営計画」を策定し、神戸経済の活性化と市民福祉の向上の両面から市民還元につながる成果が得られるよう、施策・事業を展開していく。

（２）公 1 会計（先端医療研究センター）

① 先端医療研究センターの活性化

「老化」「慢性炎症」「免疫」をキーワードとした研究部間の協働、創薬シーズの同定、臨床試験等への展開を図るとともに、企業との共同研究の推進や若手研究者への研究環境の提供を進めるため、次世代医療開発センター内に整備した動物実験飼育施設や共用機器室の活用を図った。

② 健康長寿社会を目指す新たな医療シーズの創出

ア 免疫医療研究の推進

炎症性疾患に対する新規治療法の探索を進めた。抗 PD-1 アゴニスト抗体の確立を受け、PD-1 を標的とした治療の免疫系に対する意義、発展的な用途を検討した。免疫反応初期の現象に着目し、臨床検体を用いて診断マーカーとしての有用性を検討した。

（主な実績）

論文：1 件、学会発表：1 件、企業等との共同研究：2 件

イ 神経変性疾患研究の推進

アルツハイマー病神経細胞死の原因である ASPD（アミロスフェロイド）とその毒性標的ナトリウムポンプに対する、3 つの異なる治療法（中分子薬・ASPD スウィープ遺伝子治療薬・ナトリウムポンプ運動正常化遺伝子治療薬）を開発し（令和 6 年度は全て動物試験の段階に進んだ）、共同開発企業が決まった。コンパニオン診断薬については、予備

的な臨床研究の結果に基づき、コホートを用いた探索研究を企業と実施することが決まった。

(主な実績)

論文1件、学会発表等：1件、科研費：3件、民間団体研究助成金：2件、AMED（国立研究開発法人日本医療研究開発機構）「領域横断的かつ萌芽的脳研究プロジェクト」、企業等との共同研究：1件、大学との受託研究：1件

ウ 再生医療研究の推進

幹細胞の神経機能再生メカニズムを応用し、(1)幹細胞による脳梗塞治療法の開発、(2)幹細胞治療を代替するリポソーム・低分子による脳梗塞治療法の開発、(3)幹細胞の再生メカニズムを発展させた認知症の治療・診断法開発を行い、脳梗塞・認知症患者の機能再生促進による要介護・寝たきり者の減少を目指して研究に取り組んだ。

(主な実績)

論文：3件、学会発表等：11件、AMED（国立研究開発法人日本医療研究開発機構）「再生医療実現拠点ネットワークプログラム」分担、科研費：2件、民間団体助成金1件、知的財産（新規出願2件、特許登録1件）、企業等との共同研究：4件

エ 血液・腫瘍研究の推進

令和5年度に引き続き、血液悪性腫瘍が依存するパスウェイとしてRNAレベルでの転写後制御機構、代謝、造血微小環境に着眼し、メカニズムに基づいた治療応用を構築し前臨床データを蓄積した。

(主な実績)

受賞：小林がん学術賞・日本学術振興会賞・村尾育英会学術賞、論文：5件、招待講演：25件、学会発表等：5件、AMED（国立研究開発法人日本医療研究開発機構）「次世代がん医療加速化研究事業」、科研費：基盤（A）など5件、民間団体研究助成金：14件、企業等との共同研究：2件

オ 感染症制御研究の推進

ウイルス性肝炎、慢性肝炎、またそれを背景として起こる重症肝疾患（肝硬変や肝細胞がん）の病態形成メカニズムの解明を目指した基礎研究を展開し、得られた知見をもとに新規診断方法や治療方法の提案に資する基盤研究を行った。A型肝炎候補薬の開発で動物試験での有効性を確認した。

(主な実績)

論文：6件、学会発表等：4件、AMED（国立研究開発法人日本医療研究開発機構）「肝炎等克服緊急対策研究事業」2件、科研費：5件、知的財産（新規出願1件、PCT出願1件）

(3) 公1会計（研究基盤の維持管理）

ア 神戸臨床研究情報センター（TRI）の管理運営

施設の老朽化が進む中、橋渡し研究が円滑に進むよう、適切かつ効率的な管理運営を行った。

イ 神戸ハイブリッドビジネスセンター（KHBC）の管理運営

施設の適切かつ効率的な管理運営並びに入居率の維持に努めるとともに、設備の更新を適切に実行した。またシェアオフィスの利用促進を図った。

(主な実績)

- ・KHBC入居率：100%（令和7年3月末日時点）
- ・シェアオフィス利用企業数：13社（令和7年3月末日時点）

(4) 公2会計（クラスター推進センター）

ア イノベーションが生まれる仕組みづくり

これまでに築いてきたネットワークや収集してきたシーズ・ニーズ情報を活かして、イノベーションの創出を更に推進するための仕組みづくりに取り組み、神戸において、革新的な技術が次々に生まれるエコシステムの形成を進めた。

（主な実績）

- ・新規医療現場ニーズの探索：44 件
- ・神戸再生医療勉強会の開催：4 回（再生医療産業化フォーラムを含む）
- ・HBI イノベーションプログラムの運営、管理：2 プログラム
- ・KBIC 内外の企業との相談面談、連携の実施（ビジネスマッチング面談、事業連携に伴う NDA 締結など）
- ・医療機器ビジネスセミナーの開催

イ グローバル展開も見据えた地元企業等に対する事業化支援

医療機器、創薬・バイオ、ヘルスケア、スタートアップの各分野において、シーズ探索から販路開拓まで一貫した事業化支援を継続して行った。また、地元企業のグローバル展開を支援するとともに、海外企業の神戸進出も支援した。これらの取り組みを通じて、代表的な革新的製品の創出や国内外で活躍するスタートアップの育成を図った。

（主な実績）

- ・医療機器の事業化案件支援：継続的支援 19 件（累計 78 件）
- ・Medical Fair Asia 2024 共同出展：参加企業 5 社
- ・BioInternational2024、BioJapan2024、BioEurope2024 等での 1:1 面談の実施：88 件
- ・ヘルスケア分野に関する事業化案件支援：継続的支援 26 件（累計）
- ・「KANSAI Life Science Accelerator Program 2024」の開催：
アクセラレータープログラム参加スタートアップ企業 3 社を採択、米国でデモデイを実施
- ・「KLSAP Meetup in KOBE」をはじめ、VC とスタートアップの交流会、MEDISO 相談会の開催
- ・PMDA 戦略相談連携センターの運営：薬事・PMDA 相談支援 59 件

ウ 魅力的なクラスターの形成

神戸医療産業都市を構成する様々な組織や団体の要望を踏まえながら、交流・ネットワークの場の提供や相談窓口の利便性向上などにより、連携強化や人材確保・育成支援、研究・操業環境の更なる充実を図った。

さらに、国内外のクラスター等との連携・交流を促進し、神戸の更なるプレゼンス向上に取り組んだ。

（主な実績）

- ・都市運営委員会の開催
- ・部会の開催：都市環境・交流部会、人材戦略部会
- ・進出企業の新規採用者を対象とした研修プログラムの実施
- ・産学官連携による理系学生の人材育成プログラムの実施
- ・神戸ライフサイエンスギャップファンド補助金の交付：3 件
- ・課題解決型企画提案事業補助金の交付：6 件
- ・メディカルクラスター連携推進委員会 臨床研究（治験）部会の開催
- ・ワンストップサポートの提供 相談対応件数：83 件
- ・OPEN INNOVATION café の開催：3 回
- ・英文サイトや LinkedIn を活用した海外企業情報発信

(5) 公4会計（医療イノベーション推進センター）

ア 早期段階シーズの育成

医学分野のみならず、医学分野以外の先端科学技術を医療の研究開発へ展開することも含めて、非臨床開発段階から臨床開発への橋渡し研究支援を行った。

（主な実績）

- ・研究相談：33 件（継続相談を含めた延べ実施回数）
- ・共同研究契約・コンサル契約の新規締結：1 件、継続 6 件
- ・シーズの研究支援：2 件
- ・特許の適切な管理：58 件
- ・JST（国立研究開発法人科学技術振興機構）事業におけるシーズ支援：14 件
- ・AMED（国立研究開発法人日本医療研究開発機構）コーチング事業におけるシーズ支援：3 件

イ 治験・臨床研究の推進・管理

医師主導治験、企業治験（国内外企業）、特定臨床研究、観察研究の受入を促進し、サイエンスの深耕及び安定的な収入への貢献を図った。自機関での橋渡し研究支援体制が不十分なアカデミアへの支援、学会や研究会主導のレジストリ研究への支援に注力した。また、外部 CRO とも連携し、臨床研究の受入拡大を進めた。

（主な実績）

- ・レギュラトリーサイエンス相談、対面助言、治験届等の開発薬事支援業務：18 件
- ・開発型治験のプロジェクトマネジメント：9 件
- ・新規開始の臨床研究：13 件
- ・治験総括報告書作成業務：4 件
- ・EDC システム「eClinical Base」（機構が特許を所有）の新規利用：11 件
- ・CDISC 標準データセットの作成：2 件
- ・解析報告書、総括報告書、定期安全報告書の作成：6 件
- ・論文作成支援：5 件

ウ 公益性の高い事業の推進

行政が保有する医療・健康関連ビッグデータを活用することで、ビッグデータ整備・解析のノウハウを蓄積し、研究者等へサービスとして提供できる事業へ発展させた。また、AI 技術を用いた新たな研究を外部機関と連携し推進した。

また、令和 5 年より日本医師会から引き継いだ「新治験計画届作成システム」の安定的な維持・管理を行った。このほか、国際的希少疾患コンソーシアムである Orphanet

（本部：パリ）に日本を代表する機関として加盟し、国内外における希少疾患関連情報の充実を図った。

（主な実績）

- ・神戸市ヘルスケア連携システムを用いた臨床研究：継続 1 件、新規 1 件
- ・AI 創薬連携プロジェクトを京大、理研、中央市民病院と共同で開始
- ・AI を用いた臨床試験被験者リクルート効率化事業を外部企業と共同で開始
- ・神戸大学と連携し、橋渡し研究を推進
- ・中央市民病院との連携推進：中央市民病院で研究データ収集のためのオーダーメイドアプリの開発：継続 2 件、統計解析相談：4 件
- ・Orphanet Japan 運営事業：Orphanet Japan ウェブサイトの更新
- ・新治験計画届作成システム運営事業開始：利用 63 組織

（アカデミア 26 組織、企業 37 組織）

（６）公５会計（再生医療製品開発室）

ア 角膜再生製品の受託製造及び製造・品質管理方法の変更等に関する業務
製造販売承認後再生医療等製品（角膜再生製品）の製造・品質管理方法及び GCTP 体制に関する変更・改良の業務（新規製造所整備とプロセスバリデーション等）を実施した。

（主な実績）

- ・新規製造施設(BMA)の整備（改装工事、機器導入等）を追加実施し、製造プロセスバリデーションを４回実施
- ・培地評価の基礎検討を、教育訓練を兼ねて５回実施

イ 軟骨再生製品の製造実施及び実施支援と製造販売承認申請支援

新規製造施設整備とプロセスバリデーションを進め、再生医療等製品（軟骨再生製品）の変形性膝関節症（OA）に対する検証的治験製品製造体制を整備した。また、外傷性軟骨損傷に対する製造販売承認申請を支援した。

（主な実績）

- ・OA に対する検証的治験のための製造ユニットを新規製造施設(BMA)に整備し、製造プロセスバリデーションを３回実施すること等で治験準備を終了した。
- ・治験製品概要書を改訂するとともに、新規施設における各種手順書改訂を行った。

（７）収１会計（医薬品等製造受託業務）

ア 治験用 PET 薬剤製造受託

神戸市立医療センター中央市民病院と共同で治験用 PET 薬剤製造事業を行うことにより収益を確保するとともに、神戸医療産業都市の中核的医療機関である同病院における臨床試験の推進を支援した。

（主な実績）

- ・国内外４企業からの依頼に基づき、治験用 PET 薬剤を約 118 バッチ製造

イ 角膜再生製品の受託製造

製造販売承認後再生医療等製品（角膜再生製品）の受託製造を実施した。その目的のため、製造所の GCTP 管理体制を維持・強化した。

（主な実績）

- ・承認後商用受託製造を 30 例実施
- ・人員増加等により、製造所の GCTP 体制を強化

（８）収２会計（賃貸）

ア 国際医療開発センター（IMDA）等の管理運営

IMDA における企業等の入居率を維持するとともに、収入の確保並びに施設の適切かつ効率的な管理運営を行った。

また、神戸アイセンター病院や神戸医療イノベーションセンター（KCMI）等にかかる資産の賃貸借を適切に行った。

（主な実績）

- ・IMDA 入居率：97.7%（令和 7 年 3 月末日時点）

（９）収 3 会計（動物実験飼育施設利用運営）

ア 動物実験飼育施設の利用運営

神戸医療産業都市推進機構の研究部の動物実験支援や、CLIK 内に入居するベンチャー企業の動物実験の研究支援を行った。動物愛護管理法等の関連法規を遵守しながら、多角化する動物実験に対応し、安全に各種動物実験の支援を進めた。

また NBRP 加齢マウス供給事業を推進し、我が国の基礎老化研究基盤の構築に取り組んだ。

（主な実績）

- ・飼育マウス：2,402 匹（令和 7 年 3 月末日時点）
- ・生殖工学支援：11 件
- ・実験動物セミナーの開催：1 回

2 財 務 諸 表

(1) 正味財産増減計算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

科 目	合 計	公益目的事業会計							収益事業等会計					法人会計	内部取引消去
		先端医療 研究センター (公1会計)	クラスター 推進センター (公2会計)	細胞療法研究 開発センター (公3会計)	医療イノベーション 推進センター (公4会計)	再生医療製品 開発室 (公5会計)	公益共通会計	小 計	薬剤製造受託 (収1会計)	賃貸事業 (収2会計)	実験動物飼育受託 等 (収3会計)	収益共通会計	小 計		
I 一般正味財産増減の部															
1. 経常増減の部															
(1) 経常収益															
基本財産運用収益	2,147,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,147,000	-
事業収益	1,296,952,208	224,671,844	52,249	-	555,260,270	-	-	779,984,363	181,054,280	306,722,573	63,672,550	-	551,449,403	30,954,347	△65,435,905
受取補助金等	1,153,387,319	481,316,617	332,836,582	-	18,562,104	154,206,472	-	986,921,775	-	-	67,436,335	-	67,436,335	99,029,209	-
受取負担金	25,893,968	15,802,545	-	-	-	-	-	15,802,545	2,878,424	4,098,600	-	-	6,977,024	3,114,399	-
受取寄付金	801,764,721	337,330,627	20,848,544	-	76,500,000	20,000,000	-	454,679,171	-	-	-	-	-	347,085,550	-
雑収益	154,047,956	41,476,713	5,683,642	-	46,730,921	-	-	93,891,276	-	44,704,009	13,319,200	-	58,023,209	3,855,679	△1,722,208
経常収益計	3,434,193,172	1,100,598,346	359,421,017	-	697,053,295	174,206,472	-	2,331,279,130	183,932,704	355,525,182	144,428,085	-	683,885,971	486,186,184	△67,158,113
(2) 経常費用															
事業費	3,189,987,438	1,235,658,009	375,179,046	-	671,465,270	173,303,937	-	2,455,606,262	154,221,224	386,969,899	260,291,666	-	801,482,789	-	△67,101,613
管理費	389,853,707	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	389,910,207	△56,500
経常費用計	3,579,841,145	1,235,658,009	375,179,046	-	671,465,270	173,303,937	-	2,455,606,262	154,221,224	386,969,899	260,291,666	-	801,482,789	389,910,207	△67,158,113
評価損益等調整前当期経常増減額	△145,647,973	△135,059,663	△15,758,029	-	25,588,025	902,535	-	△124,327,132	29,711,480	△31,444,717	△115,863,581	-	△117,596,818	96,275,977	-
当期経常増減額	△145,647,973	△135,059,663	△15,758,029	-	25,588,025	902,535	-	△124,327,132	29,711,480	△31,444,717	△115,863,581	-	△117,596,818	96,275,977	-
2. 経常外増減の部															
(1) 経常外収益															
その他収益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定正味財産からの振替額	208,557,150	155,296,213	22,976,599	-	30,284,334	4	-	208,557,150	-	-	-	-	-	-	-
経常外収益計	208,557,150	155,296,213	22,976,599	-	30,284,334	4	-	208,557,150	-	-	-	-	-	-	-
(2) 経常外費用															
固定資産売却損	464,317	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	464,317	-
固定資産除却額	37,318,675	20,219,643	7,113,627	-	1	4	-	27,333,275	-	-	-	-	-	9,985,400	-
貸倒引当金繰入	78,483,127	-	-	-	78,483,127	-	-	78,483,127	-	-	-	-	-	-	-
経常外費用計	116,266,119	20,219,643	7,113,627	-	78,483,128	4	-	105,816,402	-	-	-	-	-	10,449,717	-
当期経常外増減額	92,291,031	135,076,570	15,862,972	-	△48,198,794	-	-	102,740,748	-	-	-	-	-	△10,449,717	-
他会計振替前当期一般正味財産増減額	△53,356,942	16,907	104,943	-	△22,610,769	902,535	-	△21,586,384	29,711,480	△31,444,717	△115,863,581	-	△117,596,818	85,826,260	-
他会計振替額	-	266,054	-	△677,244,926	2,622,812	△5,106,294	-	△679,462,354	△162,002,916	1,112,580,482	-	-	950,557,566	△271,095,212	-
税引前一般正味財産増減額	△53,356,942	282,961	104,943	△677,244,926	△19,987,957	△4,203,759	-	△701,048,738	△132,291,436	1,081,115,765	△115,863,581	-	832,960,748	△185,268,952	-
法人税、住民税及び事業税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期一般正味財産増減額	△53,356,942	282,961	104,943	△677,244,926	△19,987,957	△4,203,759	-	△701,048,738	△132,291,436	1,081,115,765	△115,863,581	-	832,960,748	△185,268,952	-
一般正味財産期首残高	△1,217,629,632	1,255,779,477	119,685,740	677,244,926	△500,592,347	173,934	253,718,753	1,806,010,483	1,508,419,160	232,188,275	△374,377,803	△253,718,753	1,110,510,879	△4,134,150,994	-
一般正味財産期末残高	△1,270,986,574	1,256,062,438	119,790,683	-	△520,580,304	△4,029,825	253,718,753	1,104,961,745	1,374,127,724	1,313,304,040	△490,241,384	△253,718,753	1,943,471,627	△4,319,419,946	-
II 指定正味財産増減の部															
受取補助金等	237,338,504	198,131,723	3,148,829	-	-	36,057,952	-	237,338,504	-	-	-	-	-	-	-
受取寄付金	14,513,979	1,613,823	12,900,156	-	-	-	-	14,513,979	-	-	-	-	-	-	-
固定資産受贈益	6,094,549	6,094,549	-	-	-	-	-	6,094,549	-	-	-	-	-	-	-
基本財産運用益	2,147,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,147,000	-
雑収益	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
基本財産評価損	△7,840,700	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△7,840,700	-
一般正味財産への振替額	△453,165,475	△318,846,130	△23,510,044	-	△30,353,038	△10,872,928	-	△383,582,140	-	-	△67,436,335	-	△67,436,335	△2,147,000	-
当期指定正味財産増減額	△200,912,143	△113,006,035	△7,461,059	-	△30,353,038	25,185,024	-	△125,635,108	-	-	△67,436,335	-	△67,436,335	△7,840,700	-
指定正味財産期首残高	4,761,865,754	2,329,414,474	195,748,426	-	99,069,896	273,007,648	-	2,897,240,444	-	-	540,637,592	-	540,637,592	1,323,987,718	-
指定正味財産期末残高	4,560,953,611	2,216,408,439	188,287,367	-	68,716,858	298,192,672	-	2,771,605,336	-	-	473,201,257	-	473,201,257	1,316,147,018	-
III 正味財産期末残高	3,289,967,037	3,472,470,877	308,078,050	-	△451,863,446	294,162,847	253,718,753	3,876,567,081	1,374,127,724	1,313,304,040	△17,040,127	△253,718,753	2,416,672,884	△3,003,272,928	-

(2) 貸借対照表

令和7年3月31日現在

(単位:円)

科 目	合 計	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引消去
I 資産の部					
1. 流動資産					
現金預金	133,803,441	102,256,803	16,929,906	14,616,732	-
未収入金	567,430,648	508,213,263	48,112,051	17,733,587	△6,628,253
前払金	259,689	259,689	-	-	-
他会計勘定	-	560,068,303	645,879,159	△1,205,947,462	-
貯蔵品	4,875,664	729,582	4,064,095	81,987	-
立替金	96,418	-	-	96,418	-
前払費用	49,452,478	17,214,314	28,498,875	3,739,289	-
貸倒引当金	△104,015,675	△102,491,176	△1,097,632	△426,867	-
流動資産合計	651,902,663	1,086,250,778	742,386,454	△1,170,106,316	△6,628,253
2. 固定資産					
(1) 基本財産					
定期預金	139,208,500	-	-	139,208,500	-
投資有価証券	1,076,404,000	-	-	1,076,404,000	-
基本財産合計	1,215,612,500	-	-	1,215,612,500	-
(2) 特定資産					
施設整備積立預金	220,832,450	213,832,450	7,000,000	-	-
研究開発支援基金	770,487	770,487	-	-	-
受取寄付金	186,706,760	86,172,242	-	100,534,518	-
受取補助金等	563,785,601	563,785,601	-	-	-
土地	910,479,275	910,479,275	-	-	-
建物	2,105,627,713	1,498,934,276	606,693,437	-	-
建物減価償却累計額	△644,201,011	△506,483,869	△137,717,142	-	-
什器備品	1,350,630,416	1,198,858,801	151,771,615	-	-
什器備品減価償却累計額	△1,128,190,497	△980,643,844	△147,546,653	-	-
特定資産合計	3,566,441,194	2,985,705,419	480,201,257	100,534,518	-
(3) その他固定資産					
建物	728,627,583	5,551,241	677,366,402	45,709,940	-
建物減価償却累計額	△133,939,516	△249,805	△129,956,735	△3,732,976	-
建物附属設備	1,515,369,758	123,278,362	1,283,946,311	108,145,085	-
建物附属設備減価償却累計額	△571,801,227	△52,898,859	△474,961,826	△43,940,542	-
構築物	100,115,253	4,400,000	95,715,253	-	-
構築物減価償却累計額	△43,802,602	△1,026,666	△42,775,936	-	-
什器備品	590,706,936	260,214,978	304,583,099	25,908,859	-
什器備品減価償却累計額	△556,148,295	△244,503,595	△292,073,793	△19,570,907	-
リース資産	222,867,180	124,519,780	53,123,400	45,224,000	-
リース資産減価償却累計額	△96,113,529	△27,191,897	△43,384,110	△25,537,522	-
リース投資資産	482,817,725	-	482,817,725	-	-
電話加入権	1,254,540	1,146,600	-	107,940	-
著作物等	3,197,860	-	-	3,197,860	-
施設利用権	24,525	-	24,525	-	-
敷金	1,887,450	1,887,450	-	-	-
長期前払費用	7,539,572	3,036,781	3,850,566	652,225	-
その他固定資産合計	2,252,603,213	198,164,370	1,918,274,881	136,163,962	-
固定資産合計	7,034,656,907	3,183,869,789	2,398,476,138	1,452,310,980	-
資産合計	7,686,559,570	4,270,120,567	3,140,862,592	282,204,664	△6,628,253

(単位:円)

科 目	合 計	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引消去
Ⅱ 負債の部					
1. 流動負債					
短期借入金	3,180,000,000	-	165,000,000	3,015,000,000	-
未払金	311,347,935	175,186,593	36,882,829	105,906,766	△6,628,253
未払費用	21,751,133	15,022,225	3,786,214	2,942,694	-
前受金	53,573,347	29,655,397	23,917,950	-	-
預り金	45,238,145	43,688,291	-	1,549,854	-
賞与引当金	29,061,637	15,813,326	-	13,248,311	-
短期リース債務	199,999,921	9,380,007	176,886,212	13,733,702	-
流動負債合計	3,840,972,118	288,745,839	406,473,205	3,152,381,327	△6,628,253
2. 固定負債					
預り保証金	37,505,300	35,459,600	2,045,700	-	-
長期リース債務	399,806,804	69,348,047	315,670,803	14,787,954	-
長期未払金	118,308,311	-	-	118,308,311	-
固定負債合計	555,620,415	104,807,647	317,716,503	133,096,265	-
負債合計	4,396,592,533	393,553,486	724,189,708	3,285,477,592	△6,628,253
Ⅲ 正味財産の部					
1. 指定正味財産					
受取補助金等	3,158,634,351	2,685,433,094	473,201,257	-	-
受取寄付金	1,402,319,260	86,172,242	-	1,316,147,018	-
指定正味財産合計	4,560,953,611	2,771,605,336	473,201,257	1,316,147,018	-
(うち基本財産への充当額)	(1,215,612,500)	(-)	(-)	(1,215,612,500)	(-)
(うち特定資産への充当額)	(3,344,838,257)	(2,771,102,482)	(473,201,257)	(100,534,518)	(-)
2. 一般正味財産	△1,270,986,574	1,104,961,745	1,943,471,627	△4,319,419,946	-
(うち基本財産への充当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(うち特定資産への充当額)	(221,602,937)	(214,602,937)	(7,000,000)	(-)	(-)
正味財産合計	3,289,967,037	3,876,567,081	2,416,672,884	△3,003,272,928	-
負債及び正味財産合計	7,686,559,570	4,270,120,567	3,140,862,592	282,204,664	△6,628,253

(3) 財産目録

令和7年3月31日現在

(単位:円)

	場所・物量等	金 額
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金	手元保管	108,018
預金	三井住友銀行ほか	133,695,423
未収入金	国庫補助金収入、受託事業収入ほか	567,430,648
前払金	保険料ほか	259,689
貯蔵品	切手、印紙、三菱倉庫㈱ほか	4,875,664
立替金		96,418
前払費用	リース料ほか	49,452,478
貸倒引当金		△ 104,015,675
流動資産合計		651,902,663
2. 固定資産		
(1) 基本財産		
定期預金	三井住友銀行	139,208,500
投資有価証券	神戸都市振興サービス株式会社株式ほか	1,076,404,000
基本財産合計		1,215,612,500
(2) 特定資産		
施設整備積立預金	三井住友銀行	220,832,450
研究開発支援基金	三井住友銀行ほか	770,487
受取寄付金	三井住友銀行ほか	186,706,760
受取補助金等	三井住友銀行ほか	563,785,601
土地	神戸市中央区港島南町1-5-6ほか	910,479,275
什器備品	CPCユニットほか	222,439,919
建物	神戸ハイブリッドビジネスセンター(KHBC)ほか	1,461,426,702
特定資産合計		3,566,441,194
(3) その他固定資産		
建物	国際医療開発センター(IMDA)ほか	594,688,067
建物附属設備	IMDA電気設備ほか	943,568,531
構築物	IMDA駐車場設備ほか	56,312,651
什器備品	IMDA機械装置一式ほか	34,558,641
電話加入権	事務所等	126,753,651
施設利用権		482,817,725
敷金	キメックセンタービルの敷金ほか	1,254,540
長期前払費用	臨床試験に係る損害賠償責任保険料ほか	3,197,860
リース資産	サーバー、ネットワーク機器ほか	24,525
リース投資資産	アイセンター転リースほか	1,887,450
著作物等		7,539,572
その他固定資産合計		2,252,603,213
固定資産合計		7,034,656,907
資産合計		7,686,559,570
II 負債の部		
1. 流動負債		
短期借入金	三井住友銀行	3,180,000,000
未払金	什器備品購入費、ほか	311,347,935
未払費用	電話料金、社会保険料ほか	21,751,133
前受金		53,573,347
預り金	科学研究費補助金、社会保険料ほか	45,238,145
賞与引当金		29,061,637
短期リース債務		199,999,921
流動負債合計		3,840,972,118
2. 固定負債		
預り保証金	神戸ハイブリッドビジネスセンター敷金ほか	37,505,300
長期リース債務		399,806,804
長期未払金	IBRI研究棟原状回復費用	118,308,311
固定負債合計		555,620,415
負債合計		4,396,592,533
正味財産		3,289,967,037

(4) キャッシュ・フロー計算書

令和6年4月1日～令和7年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度
I 事業活動によるキャッシュ・フロー	
1. 事業活動収入	
基本財産運用収入	2,147,000
事業収入	868,655,883
補助金等収入	1,127,804,782
負担等収入	9,894,090
寄付金収入	801,764,721
雑収入	121,485,066
その他の事業活動収入	917,284,888
事業活動収入計	3,849,036,430
2. 事業活動支出	
事業費支出	1,219,840,858
管理費支出	1,749,797,380
その他の事業活動支出	1,008,739,373
事業活動支出計	3,978,377,611
法人税等の支払額	0
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 129,341,181
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
1. 投資活動収入	
基本財産取崩収入	130,000,000
特定資産取崩収入	998,353,538
固定資産売却収入	0
敷金・保証金戻り収入	8,179,836
その他の投資活動収入	193,993,003
投資活動収入計	1,330,526,377
2. 投資活動支出	
基本財産取得支出	130,000,000
特定資産取得支出	970,472,744
固定資産取得支出	25,896,700
敷金・保証金支出	923,880
投資活動支出計	1,127,293,324
投資活動によるキャッシュ・フロー	203,233,053
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
1. 財務活動収入	
借入金収入	3,180,000,000
財務活動収入計	3,180,000,000
2. 財務活動支出	
借入金返済支出	3,180,000,000
財務活動支出計	3,180,000,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	0
V 現金及び現金同等物の増減額	73,891,872
VI 現金及び現金同等物の期首残高	59,911,569
VII 現金及び現金同等物の期末残高	133,803,441

【参考１】収支計算書

令和６年４月１日～令和７年３月31日まで

(単位：円)

科 目	合 計	公益目的 事業会計	収益事業 等会計	法人会計	内部取引控除
I 事業活動収支の部					
１．事業活動収入					
基本財産運用収入	2,147,000	—	—	2,147,000	—
特定資産運用収入	—	—	—	—	—
事業収入	1,298,267,808	781,299,963	551,449,403	30,954,347	Δ 65,435,905
補助金等収入	1,108,369,264	1,009,340,055	—	99,029,209	—
負担金収入	25,893,968	15,802,545	6,977,024	3,114,399	—
寄付金収入	814,664,877	814,214,877	—	450,000	—
雑収入	154,047,956	93,891,276	58,023,209	3,855,679	Δ 1,722,208
その他収入	—	—	—	—	—
事業活動収入計	3,403,390,873	2,714,548,716	616,449,636	139,550,634	Δ 67,158,113
２．事業活動支出					
事業費支出	1,635,898,134	1,072,558,767	630,014,113	426,867	Δ 67,101,613
管理費支出	1,669,630,037	—	—	1,669,686,537	Δ 56,500
その他支出	27,960	27,960	—	—	—
事業活動支出計	3,305,556,131	1,072,586,727	630,014,113	1,670,113,404	Δ 67,158,113
事業活動収支差額	97,834,742	1,641,961,989	Δ 13,564,477	Δ 1,530,562,770	—
II 投資活動収支の部					
１．投資活動収入					
特定資産取崩収入	998,353,538	651,717,988	—	346,635,550	—
固定資産売却収入	—	—	—	—	—
固定資産戻り収入	7,379,856	7,379,856	—	—	—
預り保証金収入	799,980	480,000	319,980	—	—
投資活動収入計	1,006,533,374	659,577,844	319,980	346,635,550	—
２．投資活動支出					
特定資産支出	1,031,903,426	1,025,603,426	6,300,000	—	—
固定資産取得支出	24,402,992	11,056,033	8,599,764	4,747,195	—
敷金保証金支出	48,000	48,000	—	—	—
預り保証金返済支出	875,880	360,000	515,880	—	—
投資活動支出計	1,057,230,298	1,037,067,459	15,415,644	4,747,195	—
投資活動収支差額	Δ 50,696,924	Δ 377,489,615	Δ 15,095,664	341,888,355	—
III 財務活動収支の部					
１．財務活動収入					
借入金収入	3,180,000,000	—	165,000,000	3,015,000,000	—
財務活動収入計	3,180,000,000	—	165,000,000	3,015,000,000	—
２．財務活動支出					
借入金返済支出	3,180,000,000	—	220,000,000	2,960,000,000	—
財務活動支出計	3,180,000,000	—	220,000,000	2,960,000,000	—
財務活動収支差額	—	—	Δ 55,000,000	55,000,000	—
当期収支差額	47,137,818	1,264,472,374	Δ 83,660,141	Δ 1,133,674,415	—

【参考 2】

① 事業別収入明細書

令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日まで

(単位：円)

事業	収入合計 (A)	内 訳					神戸市からの 出捐金の充当額 (※)
		基本財産 運用収入	事業収入等	補助金等収入	寄付金収入	繰入金収入等 その他収入	
公益目的事業会計	3,374,126,560	—	890,993,784	1,009,340,055	814,214,877	659,577,844	453,364,450
研究事業 (公 1 会計)	2,058,794,180	—	281,951,102	490,916,316	803,966,177	481,960,585	333,364,450
クラスター事業 (公 2 会計)	399,120,654	—	5,735,891	332,303,137	8,748,700	52,332,926	25,000,000
細胞療法開発事業 (公 3 会計)	—	—	—	—	—	—	—
医療イノベーション推進センター事業 (公 4 会計)	728,584,524	—	603,306,791	18,493,400	1,500,000	105,284,333	75,000,000
再生医療製品開発事業 (公 5 会計)	187,627,202	—	—	167,627,202	—	20,000,000	20,000,000
収益事業等会計	781,769,616	—	616,449,636	—	—	165,319,980	—
薬製造受託事業 (収 1 会計)	183,932,704	—	183,932,704	—	—	—	—
賃貸事業 (収 2 会計)	520,845,162	—	355,525,182	—	—	165,319,980	—
実験動物飼育受託事業 (収 3 会計)	76,991,750	—	76,991,750	—	—	—	—
法人会計	3,501,186,184	2,147,000	37,924,425	99,029,209	450,000	3,361,635,550	346,635,550
内部取引控除	△ 67,158,113	—	△ 67,158,113	—	—	—	—
合 計	7,589,924,247	2,147,000	1,478,209,732	1,108,369,264	814,664,877	4,186,533,374	800,000,000

②事業別支出明細書

令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日まで

(単位：円)

事業	支出合計 (B)	内 訳					収支差額 (A－B)
		人件費	物件費	特定資産支出	固定資産 取得支出	繰入金支出等 その他支出	
公益目的事業会計	2,109,654,186	1,003,087,427	69,499,300	1,025,603,426	11,056,033	408,000	1,264,472,374
研究事業 (公 1 会計)	2,046,937,394	278,816,115	769,352,030	988,409,616	9,951,633	408,000	11,856,786
クラスター事業 (公 2 会計)	387,832,809	233,421,281	140,406,972	12,900,156	1,104,400	—	11,287,845
細胞療法開発事業 (公 3 会計)	△ 1,258,649,739	—	△ 1,258,649,739	—	—	—	1,258,649,739
医療イノベーション推進センター事業 (公 4 会計)	747,865,844	448,270,482	299,595,362	—	—	—	△ 19,281,320
再生医療製品開発事業 (公 5 会計)	185,667,878	42,579,549	118,794,675	24,293,654	—	—	1,959,324
収益事業等会計	865,429,757	41,108,420	588,905,693	6,300,000	8,599,764	220,515,880	△ 83,660,141
薬製造受託事業 (収 1 会計)	173,980,334	23,218,885	142,517,961	—	8,243,488	—	9,952,370
賃貸事業 (収 2 会計)	499,447,812	—	272,275,656	6,300,000	356,276	220,515,880	21,397,350
実験動物飼育受託事業 (収 3 会計)	192,001,611	17,889,535	174,112,076	—	—	—	△ 115,009,861
法人会計	4,634,860,599	161,021,807	1,509,091,597	—	4,747,195	2,960,000,000	△ 1,133,674,415
内部取引控除	△ 67,158,113	—	△ 67,158,113	—	—	—	—
合 計	7,542,786,429	1,205,217,654	2,100,338,477	1,031,903,426	24,402,992	3,180,923,880	47,137,818

(※) 神戸市からの研究開発支援基金への出捐金(8億円)については、「寄付金収入」で受け入れ、一旦「特定資産積立支出」として研究開発支援基金に造成した後に「繰入金収入等その他収入」として取崩し、各事業に充当。

3 財 務 状 況

(単位：千円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和5→6年度増減
正味財産増減計算書	一般正味財産増減の部	当期経常増減額	▲ 308,344	▲ 554,229	▲ 245,885
		経常収益	5,138,650	3,527,677	▲ 1,610,973
		うち公益	3,701,237	2,684,957	▲ 1,016,280
		うち公益以外	1,034,100	842,859	▲ 191,242
		経常費用	5,446,995	4,081,906	▲ 1,365,089
		うち事業費（公益）	3,906,155	2,952,699	▲ 953,456
		うち事業費（公益以外）	1,180,475	675,235	▲ 505,240
		うち管理費（公益）	—	—	—
		うち管理費（公益以外）	360,365	454,111	93,746
		評価損益等	0	▲ 554,229	▲ 554,229
		当期経常外増減額	712,138	126,348	▲ 585,790
		経常外収益	2,770,236	302,852	▲ 2,467,384
		経常外費用	2,058,098	176,504	▲ 1,881,594
		法人税、住民税及び事業税	—	28,774	—
	指定正味財産	当期一般正味財産増減額	403,793	▲ 456,655	▲ 860,448
		一般正味財産期首残高	▲ 1,164,768	▲ 760,975	403,793
		一般正味財産期末残高	▲ 760,975	▲ 1,217,630	▲ 456,655
		当期指定正味財産増減額	▲ 668,809	▲ 267,465	▲ 200,912
		指定正味財産増加額	211,602	229,747	18,145
		指定正味財産減少額	880,412	497,212	▲ 383,200
		うち一般正味財産振替額	875,243	493,101	▲ 382,142
		指定正味財産期首残高	5,698,140	5,029,330	▲ 668,810
		指定正味財産期末残高	5,029,330	4,761,866	▲ 267,464
		正味財産期首残高	4,533,372	4,268,355	▲ 265,017
		当期正味財産増減	▲ 265,017	▲ 724,119	▲ 459,102
		正味財産期末残高	4,268,355	3,544,236	▲ 724,119
貸借対照表（B／S）	資産合計	資産合計	9,374,387	8,333,411	▲ 1,040,976
		流動資産	1,321,133	738,007	▲ 583,126
		固定資産	8,053,254	7,595,404	▲ 457,850
		うち建物	3,263,417	3,200,571	▲ 62,846
	負債合計	負債合計	5,106,031	4,789,175	▲ 316,856
		流動負債	4,776,407	4,031,119	▲ 745,288
		うち短期借入金	3,180,000	3,180,000	0
		固定負債	329,624	758,056	428,432
		うち長期借入金	0	0	0
		正味財産合計	4,268,355	3,544,236	▲ 724,119
		指定正味財産	5,029,330	4,761,866	▲ 267,464
		一般正味財産	▲ 760,975	▲ 1,217,630	▲ 456,655

〔５〕 令和７年度事業計画

1 事業報告

（１）共通事項

ア 第６期経営計画の推進

神戸医療産業都市の取り組みは構想の開始から四半世紀を経て、約350の企業や研究機関、高度専門病院群が集積し、12,700人の雇用者を要する国内最大級のバイオメディカルクラスターとして発展している。この間、機構においては、神戸医療産業都市における中核的支援機関として、進出企業やアカデミア等のニーズに対応しながら革新的医療技術の創出と医療産業クラスターの形成の促進に取り組んできた。近年においては、イノベーションを推進する新たな研究拠点として次世代医療開発センターを整備するとともに、遺伝子・細胞製剤の製造事業等のスピナウトにより細胞療法研究開発センターが廃止となる等、組織体制が大きく変化してきた。

このような組織体制や事業内容の変化等も踏まえて、令和４年度末に「第５期経営計画」を策定したが、その後の収支構造の大きな変化により経営状況が急激に悪化しており、現在、組織運営を安定させるため、経営の健全化に向けて取り組みを進めているところである。

令和７年度においては、機構が組織運営の最適化を図り、厳しい財政状況を克服するとともに、中核的支援機関として「神戸医療産業都市の将来像」（令和６年７月策定）の実現に貢献し、市民に対して神戸経済の活性化と市民福祉の向上を通じて具体的な利益を還元できるよう、令和７年度から始まる「第６期経営計画」を策定した。

「第６期経営計画」の実行にあたっては、喫緊の課題である経営の健全化に最優先で取り組み、令和７年度の損益収支及び資金収支の黒字化を達成するとともに、早期に安定的な財政基盤を確立できるよう、聖域を設けることなくゼロベースの視点に立って既存業務と組織体制の見直しに取り組む。具体的には、研究部門において、市で実施する外部評価等を踏まえて、実用化を目指した研究目標の達成に向けて適切に研究の進捗管理を行うとともに、動物実験飼育施設について、利用料金体系の見直しなどによる増収対策と経費の節減により赤字の圧縮に取り組むほか、医療イノベーション推進センターにおいて、アカデミアや民間事業者等との代替性や採算性等の観点から業務を再構築し、神戸医療産業都市の持続的な発展に資する最適なサービスの提供に取り組む。

（２）公１会計（先端医療研究センター）

① 疾患の克服に向けた研究推進及び研究支援

先端医療研究センターの各研究部における研究の推進及び外部研究機関、企業等との協働を通じた研究支援を行うことにより、創薬や治療法の開発を加速させることで、自己免疫疾患、脳疾

患、感染症など多くの国民や市民が課題に直面している疾患の克服を目指す。

ア 免疫医療研究の推進

企業との共同研究において、PD-1アゴニスト抗体の臨床試験に向けて、対象疾患を念頭に置いた準備を行う。また、PD-1を標的とした治療の免疫系に対する意義、発展的な用途を検討する中で、加齢に伴う免疫活性の減退についてメカニズムを解析する。

イ 神経変性疾患研究の推進

アルツハイマー病神経細胞死の原因であるASPD（アミロスフェロイド）とその毒性標的ナトリウムポンプに対する、3つの異なる治療法（中分子薬・ASPDスワイプ遺伝子治療薬・ナトリウムポンプ運動正常化遺伝子治療薬）を開発する（令和7年度は全て動物試験を実施予定）。コンパニオン診断薬はコホートを用いた探索研究を実施する予定としている。

ウ 再生医療研究の推進

幹細胞の神経機能再生メカニズムを応用し、（1）幹細胞による脳梗塞治療法の開発、（2）幹細胞治療を代替する低分子・リボソームによる脳梗塞治療法の開発、（3）幹細胞の再生メカニズムを発展させた認知症の治療・診断法開発、について企業との共同研究を進め、脳梗塞・認知症患者の機能再生促進による要介護・寝たきり者の減少を目指す。

エ 感染症制御研究の推進

ウイルス性肝炎、慢性肝炎、またそれを背景として起こる重症肝疾患（肝硬変や肝細胞がん）の病態形成メカニズムの解明を目指した基礎研究を展開し、得られた知見をもとに新規診断方法や治療方法の提案に資する基盤研究を行う。

（3）公1会計（研究基盤の維持管理）

ア 神戸臨床研究情報センター（TRI）の管理運営

施設の老朽化が進む中、橋渡し研究が円滑に進むよう、施設の修繕を適切に行うとともに、効率的な管理運営に努め、ラボの入居率向上を図る。

イ 神戸ハイブリッドビジネスセンター（KHBC）の管理運営

施設の適切かつ効率的な管理運営並びに入居率の維持に努めるとともに、シェアオフィスの利用促進を図る。また、設備の更新を適切に実行し、安定的な施設運営を行う。

（4）公2会計（クラスター推進センター）

ア イノベーションが生まれる仕組みづくり

これまでに築いてきたネットワークや収集してきたシーズ・ニーズ情報を活かして、イノ

ベーションの創出を更に推進するための仕組みづくりに取り組み、神戸において、革新的な技術が次々に生まれるエコシステムの形成を進める。

イ グローバル展開も見据えた地元企業等に対する事業化支援

医療機器、創薬・バイオ、ヘルスケア、スタートアップの各分野において、シーズ探索から販路開拓まで一貫した事業化支援を継続して行う。また、地元企業のグローバル展開を支援するとともに、海外企業の神戸進出も支援する。これらの取り組みを通じて、代表的な革新的製品の創出や国内外で活躍するスタートアップの育成を目指す。

ウ 魅力的なクラスターの形成

交流・ネットワーキングの場の提供や相談窓口の利便性向上などにより、神戸医療産業都市を構成する様々な組織や団体間の連携・交流を促進する。

さらに、国内外のクラスター等との連携・交流を促進し、神戸の更なるプレゼンス向上を目指す。

(5) 公4会計（医療イノベーション推進センター）

ア 公益性の高い事業の推進

中央市民病院、京都大学等と共同で実施するAI創薬連携事業、中央市民病院と共同で実施する神戸市ヘルスケアデータ連携システムを活用した研究、神戸大学の橋渡し研究支援機関申請にかかる支援等を実施する。

また、令和5年から日本医師会より引き継いだ「新治験計画届作成システム」の安定的な維持・管理を行う。

イ 早期段階シーズの育成

神戸医療産業都市進出企業、先端医療研究センター等が開発を進める早期段階シーズへの支援を行い、神戸医療産業都市の発展に貢献する。

また、医学分野のみならず、異分野発の先端科学技術も医療開発へ展開するため、橋渡し研究支援を行うとともに、シーズの実用化に向けた取り組みを進める。

ウ 治験・臨床研究の推進・管理

神戸医療産業都市進出企業、先端医療研究センター、中央市民病院、神戸大学等が主導する治験・臨床研究の準備や実施の支援に注力する。

また、治験国内管理人業務及び総括報告書作成業務の実績をさらに蓄積し、臨床試験支援事業を強化するとともに、特定臨床研究や大規模コホート研究の支援を幅広く受け入れるため、外部CROとの連携を強化する。

（６）公５会計（再生医療製品開発室）

ア 角膜再生製品の受託製造及び製造・品質管理方法の変更等に関する業務

製造販売承認後再生医療等製品（角膜再生製品）の製造・品質管理方法及びGCTP体制に関する変更・改良の業務（新規製造所整備とプロセスバリデーション、変更申請資料作成等）を実施する。

イ 軟骨再生製品の製造実施及び実施支援と製造販売承認申請支援

再生医療等製品（軟骨再生製品）の変形性膝関節症に対する検証的治験製品製造を実施する。

（７）収１会計（医薬品等製造受託業務）

ア 治験用PET薬剤製造受託

中央市民病院と共同で治験に用いるPET診断薬等を製造受託する事業を行うことにより収益を確保するとともに、神戸医療産業都市の中核的医療機関である同病院における臨床試験の推進を支援する。

イ 角膜再生製品の受託製造

製造所のGCTP管理体制を維持・強化し、製造販売承認後再生医療等製品（角膜再生製品）の受託製造を実施する。

（８）収２会計（賃貸）

ア 国際医療開発センター（IMDA）等の管理運営

IMDAにおける企業等の入居率の向上、収入の確保並びに施設の適切かつ効率的な管理運営に努める。

また、神戸アイセンター病院や神戸医療イノベーションセンター（KCMI）等にかかる資産の賃貸借を行う。

（９）収３会計（動物実験飼育施設利用運営）

ア 動物実験飼育施設の適正利用及び収支改善

法規及び各種ガイドラインを遵守した動物飼育施設の運営管理を行う。また、施設の管理収支の改善に向けて、高コストとなっている契約の見直しにより費用の削減に取り組むとともに、新規利用者獲得に向けた広範な広報活動とサービス拡充を行うほか、利用料金の見直しなどに取り組む。

2 財 務 諸 表

(1) 予定正味財産増減計算書

令和7年4月1日～令和8年3月31日まで

(単位：千円)

	合 計	公益目的 事業会計	収益事業等 会計	法人会計	内部取引消去
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
基本財産運用益	1,000	-	-	1,000	-
受取補助金等	2,004,985	1,420,985	37,883	546,117	-
受取寄付金	10,625	8,500	-	2,125	-
事業収益	1,348,070	740,839	577,779	29,452	-
受取負担金	4,898	800	4,098	-	-
雑収益	174,606	116,290	54,986	3,330	-
経常収益計	3,544,184	2,287,414	674,746	582,024	-
(2) 経常費用					
事業費	3,016,254	2,233,421	782,832	-	-
管理費	449,915	-	-	449,915	-
経常費用計	3,466,169	2,233,421	782,832	449,915	-
評価損益等調整前当期経常増減額	78,015	53,993	△108,086	132,109	-
当期経常増減額	78,015	53,993	△ 108,086	132,109	-
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
経常外収益計	-	-	-	-	-
(2) 経常外費用					
経常外費用計	-	-	-	-	-
税引前当期一般正味財産増減額	-	-	-	-	-
法人税	-	-	-	-	-
当期一般正味財産増減額	78,015	53,993	△108,086	132,109	-
一般正味財産期首残高	△ 1,217,630	1,806,010	1,110,511	△4,134,151	-
一般正味財産期末残高	△ 1,139,614	1,860,003	1,002,425	△4,002,042	-
II 指定正味財産増減の部					
(1) 指定正味財産増加額					
受取補助金等	-	-	-	-	-
(2) 一般正味財産への振替額	△ 223,361	△ 185,478	△ 37,883	0	-
当期指定正味財産増減額	△ 223,361	△ 185,478	△ 37,883	0	-
指定正味財産期首残高	4,761,866	2,897,240	540,638	1,323,988	-
指定正味財産期末残高	4,538,505	2,711,762	502,755	1,323,988	-
III 正味財産期末残高	3,398,891	4,571,765	1,505,180	△ 2,678,054	-

(2) 予定貸借対照表

令和8年3月31日現在

(単位: 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金預金	309,414	短期借入金	3,060,000
未収入金	567,431	未払金	311,348
前払金	260	未払費用	21,751
貯蔵品	4,876	前受金	53,573
立替金	96	預り金	45,238
前払費用	49,452	賞与引当金	29,062
貸倒引当金	Δ 104,016	短期リース債務	171,553
流動資産合計	827,513	流動負債合計	3,692,525
2. 固定資産		2. 固定負債	
(1) 基本財産		預り保証金	37,505
定期預金	139,209	長期リース債務	228,120
投資有価証券	1,076,404	固定負債合計	265,625
基本財産合計	1,215,613	負債合計	3,958,150
(2) 特定資産			
研究開発支援基金	770	III 正味財産の部	
受取寄付金	186,707	1. 指定正味財産	7,906,494
受取補助金等	496,947	2. 一般正味財産	763,561
施設整備積立預金	242,392	正味財産合計	8,670,055
土地	910,479		
建物	2,105,628		
建物減価償却累計額	558,898		
什器備品	1,381,470		
什器備品減価償却累計額	1,050,752		
特定資産合計	6,934,043		
(3) その他固定資産			
建物	2,298,997		
構築物	100,115		
建物・構築物減価償却累計額	Δ 662,937		
什器備品	590,707		
什器備品減価償却累計額	538,367		
リース資産	222,867		
リース資産減価償却累計額	96,114		
リース投資資産	462,743		
電話加入権	1,255		
著作物等	711		
施設利用権	1		
敷金	Δ 5,445		
長期前払費用	7,540		
その他固定資産合計	3,651,036		
固定資産合計	11,800,692		
資産合計	12,628,205	負債及び正味財産合計	12,628,205

【参考 1】収支予算書

令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日まで

(単位：千円)

科 目	合 計	公益目的 事業会計	収益事業 等会計	法人会計	内部取引消去
I 事業活動収支の部					
1. 事業活動収入					
基本財産運用収入	1,000	—	—	1,000	—
事業収入	1,348,070	740,839	577,779	29,452	—
補助金等収入	1,848,463	1,302,346	—	546,117	—
負担金収入	4,898	800	4,098	—	—
寄付金収入	10,625	8,500	—	2,125	—
雑収入	174,606	116,290	54,986	3,330	—
事業活動収入計	3,387,662	2,168,775	636,863	582,024	—
2. 事業活動支出					
事業費支出	2,703,625	2,083,834	619,791	—	—
管理費支出	429,191	—	—	429,191	—
事業活動支出計	3,132,816	2,083,834	619,791	429,191	—
事業活動収支差額	254,846	84,941	17,072	152,833	—
II 投資活動収支の部					
1. 投資活動収入					
投資活動収入計	—	—	—	—	—
2. 投資活動支出					
固定資産取得支出	63,068	45,644	17,424	—	—
投資活動支出計	63,068	45,644	17,424	—	—
投資活動収支差額	△ 63,068	△ 45,644	△ 17,424	—	—
III 財務活動収支の部					
1. 財務活動収入					
借入金収入	3,060,000	—	110,000	2,950,000	—
財務活動収入計	3,060,000	—	110,000	2,950,000	—
2. 財務活動支出					
借入金返済支出	3,180,000	—	165,000	3,015,000	—
財務活動支出計	3,180,000	—	165,000	3,015,000	—
財務活動収支差額	△ 120,000	—	△ 55,000	△ 65,000	—
当期収支差額	71,778	39,297	△ 55,352	87,833	—

【参考2】

①事業別予定収入明細書

令和7年4月1日～令和8年3月31日まで

(単位：千円)

事業	収入合計 (A)	内 訳				
		基本財産 運用収入	事業収入等	補助金等収入	寄付金収入	繰入金収入等 その他収入
公益目的事業会計	2,168,775	—	857,929	1,235,507	8,500	66,839
先端医療研究センター (公1会計)	1,036,922	—	301,378	702,887	—	32,657
クラスター推進センター (公2会計)	304,072	—	3,750	291,322	7,000	2,000
医療イノベーション推進センター (公4会計)	625,660	—	552,801	71,359	1,500	—
再生医療製品開発室 (公5会計)	202,121	—	—	169,939	—	32,182
収益事業等会計	746,863	—	636,863	—	—	110,000
医薬品等製造受託業務 (収1会計)	180,871	—	180,871	—	—	—
賃貸事業 (収2会計)	464,402	—	354,402	—	—	110,000
実験動物飼育受託事業 (収3会計)	101,590	—	101,590	—	—	—
法人会計	3,532,024	1,000	32,782	546,117	2,125	2,950,000
合 計	6,447,662	1,000	1,527,574	1,781,624	10,625	3,126,839

②事業別予定支出明細書

令和7年4月1日～令和8年3月31日まで

(単位：千円)

事業	費用合計 (B)	内 訳		固定資産 取得支出	繰入金支出等 その他支出	収支差額 (A－B)
		人件費	物件費			
公益目的事業会計	2,129,478	955,553	1,128,281	45,644	—	39,297
先端医療研究センター (公1会計)	992,650	251,114	713,182	28,354	—	44,272
クラスター推進センター (公2会計)	304,174	199,512	104,662	—	—	Δ102
医療イノベーション推進センター (公4会計)	624,412	450,761	173,651	—	—	1,248
再生医療製品開発室 (公5会計)	208,242	54,166	136,786	17,290	—	Δ6,121
収益事業等会計	802,215	44,385	575,406	17,424	165,000	Δ55,352
医薬品等製造受託業務 (収1会計)	175,195	18,900	145,171	11,124	—	5,676
賃貸事業 (収2会計)	448,561	6,131	271,130	6,300	165,000	15,841
実験動物飼育受託事業 (収3会計)	178,459	19,354	159,105	—	—	Δ76,869
法人会計	3,444,191	206,364	222,827	—	3,015,000	87,833
合 計	6,375,884	1,206,302	1,926,514	63,068	3,180,000	71,778

〔 6 〕 主要事業の推移（令和 4 年度～令和 6 年度）

事業名	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	備考
医療イノベーション推進センター				
・研究相談件数（累計）	888 件	922 件	955 件	
・研究プロジェクトの支援件数（累計）	511 件	532 件	558 件	
・公表論文件数（累計）	378 件	404 件	415 件	
クラスター推進センター				
・進出企業・地元企業等からの相談件数	91 件	126 件	83 件	
・「医療機器等事業化促進プラットフォーム」における具体的事業化に向けた継続支援案件	56 件	44 件	19 件	
・HBI イノベーションプログラムによる共同研究契約締結数	2 件	2 件	2 件	
・ヘルスケア分野の事業化に向けた継続支援案件（累計）	21 件	25 件	26 件	
・ヘルスケア開発市民サポーター登録者数	2, 533 名	2, 923 名	3, 027 名	
・進出スタートアップ数（年度末）	75 社	76 社	69 社	

神戸医療産業都市 施設配置図（令和7年6月末時点）



進出企業・団体
347社・団体（令和7年6月末）
 雇用者数
12,700人（令和7年3月末）
 経済効果
1,562億円（令和2年）

神戸低侵襲がん医療センター

西記念ポートアイランド
 リハビリテーション病院

神戸市立医療センター
 中央市民病院（本館/南館）

神戸アイセンター

理化学研究所
 生命機能科学研究センター(BDR)

先端医療センター（IBRI）

神戸国際ビジネスセンター(KIBC)

理化学研究所
 生命機能科学研究センター(BDR)

理化学研究所
 融合連携イノベーション推進棟 (IIB)

計算科学振興財団（FOCUS）
 高度計算科学研究支援センター/
 兵庫県立大学神戸情報科学キャンパス

メディカルクラスター

国際医療開発センター（IMDA）

インターナショナルメディカルプラザ（IMP）

兵庫県立こども病院

兵庫県立粒子線医療センター附属
 神戸陽子線センター

神戸大学医学部附属病院
 国際がん医療・研究センター(ICCRC) /
 神戸大学 ムテックイノベーションセンター（MIC）

神戸大学神戸バイオテクノロジー研究・人材育成センタ-
 (BTセンタ-) / 神戸大学インキュベーションセンタ-

神戸バイオメディカル創造センター（BMA）

あんしん病院

神戸臨床研究情報センター（TRI）

神戸キメックセンタービル（KIMEC）

神戸健康産業開発センター（HI-DEC）

神戸ハイブリッドビジネスセンター
 (KHBC)

市民病院
 前ビル

医療センター
 駅

エーザイ(株)

日本ベーリンガー
 インゲルハイム(株)

千寿製薬(株)

バイオクラスター

クリエイティブラボ神戸（CLIK）

神戸医療イノベーションセンター(KCMI)

甲南大学
 ポートアイランド
 キャンパス

神戸大学統合研究拠点/
 神戸大学計算科学教育研究センター

神戸大学統合研究拠点 アネックス棟/
 次世代バイオ医薬品製造技術研究組合

シミュレーションクラスター

神戸医療機器開発センター(MEDDEC)

理化学研究所
 計算科学研究センター(R-CCS)
 (スーパーコンピュータ「富岳」)

理化学研究所 R-CCS
 (スーパ-コンピュータ「富岳」)

計算科学センター駅

神戸空港

CLIK

KIMEC

IBRI

理化学研究所 BDR

神戸陽子線センター

ICCRC

IMDA

医療センター駅

中央市民病院

西記念ポートアイランド
 リハビリテーション病院



